

## 基本目標3 安心・安全な福祉のまちづくり

### 施策の方向1 相談体制の充実

家族構成や個人の価値観の変化により、住民の抱える課題は複雑化・多様化していることから、困りごとを抱えた人がどこに頼ったらよいのか分からず、問題が深刻化する事例が発生しています。そのため、地域住民が抱える不安や悩みなどを把握し、深刻な事態になる前に適切な対応を行う相談機関の果たす役割は非常に大きいといえます。

本市では、保健・医療・福祉に関する相談において、市や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子ども相談センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などにより、様々な相談を受けられる体制をとっています。

相談ごとの中には、複合的な問題や制度の狭間にある問題など、解決が困難な事例もあるため、関係機関が連携し、福祉の分野を超えて総合的に対策を検討できる相談支援体制の構築が求められています。今後も、専門機関や関係機関などとの連携を強化しながら、相談内容に応じて適切な窓口へつなぐとともに、継続して問題解決に取り組めるよう、相談支援体制の充実に図ります。

#### P. 48, 49 の対応する課題

課題 1 福祉に対する意識の向上	課題 7 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり
課題 2 情報発信の工夫	課題 8 誰もが安心できる環境の充実
課題 3 地域福祉活動の担い手の確保	課題 9 地域の防災力の強化
課題 4 顔の見える関係づくり	課題 10 権利擁護の推進
課題 5 地域福祉活動の支援	課題 11 地域生活課題の複合化・複雑化への対応
課題 6 地域の様々な活動主体のネットワークづくり	課題 12 社会的孤立、制度の狭間などの問題への対応

### 取組方針▶▶▶

高齢者、障害のある人、子育てなどに関する相談対応に取り組むとともに、あらゆる人の困りごとを受け止める総合的な相談支援体制を構築します。

#### 市の取組

- ① 高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯、介護者、生活困窮者などが抱える悩みを相談できる体制の充実に図り、相談から適切な情報提供とサービスへつなぎます。
- ② 包括的に相談支援が行える体制や、多様な生活課題を持つ人を把握して支援につなぐ体制づくりを推進します。**ポイント**
- ③ 関係機関と連携しながら、ひきこもりに関する相談などを行い、訪問支援などにつなげていきます。
- ④ 生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもに学習支援や居場所の提供などの取組を推進します。

- ⑤ 犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるため、保護司など更生保護に関係する団体などと連携し、社会的孤立に陥らないよう、地域で生活を可能とするための相談支援を行い、再犯を防止するための取組を推進します。
- ⑥ 来庁者の異変を感じたとき、必要に応じて、声をかけ、生活上の不安や悩みを聴き、専門の相談機関や各種団体などにつなぐなど、自殺の防止に努めます。
- ⑦ 地域生活課題を抱える人を総合的に支援するため、市役所内の組織横断的な連携体制の充実を図ります。
- ⑧ 職員の相談援助技術の向上を図るため、各種研修会に積極的に参加します。

## 市社会福祉協議会の取組

- ① 市民の日常生活に生じる様々な課題に対する身近で親しみやすい相談支援体制づくりに取り組みます。
- ② 研修などを通して職員のスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。**ポイント**
- ③ 地域の課題把握に積極的に関わり、相談を受け付けます。
- ④ 高齢者、障害のある人、介護者、生活困窮者などが抱える悩みを相談できる体制の充実を図り、相談から適切な情報提供とサービスへつなぎます。

## 市民・地域の取組

- 悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。
- 住んでいる地域のどこにどのような相談窓口があるか把握しましょう。
- 身の回りで相談を受けたら、話を聞き、必要に応じて相談機関を紹介しましょう。

## 市民の声

### 市民意識調査

内容を問わず、何でも気軽に相談できる公的な場所があるとよい。

### 団体ヒアリング調査

障害のある人が抱える困りごとについて、話をじっくり聴き、必要に応じて行政の相談窓口の紹介や他の支援団体の紹介をすることができる。

### 地域を語り合う座談会

地域の中で地域福祉活動に専念できる人を養成し、相談窓口をつくるとよい。



### 「社会的孤立」と「制度の狭間」問題

ひきこもり、社会的孤立、育児困難など、これまでの社会制度や福祉事業では明確に位置付けられない「制度の狭間」の問題が増えています。

一例を挙げると、いわゆる「ごみ屋敷」。“なぜごみ屋敷になってしまうのか”という根本の原因は、“疾患により助けてくれる人がおらず動けない”、あるいは“認知症で処理の仕方を忘れてしまった”、“本人が生活の中で執着する部分が変わった”などの理由があります。このような状況になった人は共通して社会的孤立の状況にある可能性が高く、症状が軽度であると他者の介入がなされず、悪化した状態で発見されることが多いのが実情です。地域やコミュニティとの関わり方について、地域全体で考えていかなければならない時代になってきています。

### 更生保護

更生保護は、犯罪を犯した人や非行のある少年・少女が、社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の予防を図るための活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域住民から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域の中では、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などが、「社会を明るくする運動」※などの一環として、啓発活動や、非行問題を地域住民と考えるミニ集会を行っています。

※犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

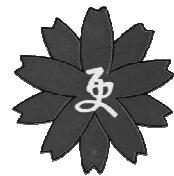
#### ■保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員です。個人での活動として、保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組むほか、保護司で組織された刈谷保護区保護司会刈谷支部としても、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力など、多様な活動を展開しています。



#### ■更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年・少女の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、更生保護施設・矯正施設の訪問など、多様な活動を展開しています。



#### ■協力雇用主会

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。協力雇用主で組織された刈谷保護区協力雇用主会として、他の関係団体と連携した活動を展開しています。

<主な相談窓口>



▲障害者支援センター



▲中央子育て支援センター「つくしんぼ」(総合健康センター内)



▲刈谷中央地域包括支援センター(高齢者福祉センターひまわり内)

## 施策の方向 2 公的な福祉サービスの充実

福祉課題が複合化・複雑化している中、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、地域生活を支援する福祉サービスの充実が必要です。

本市では、利用者からのニーズを把握し、ニーズに応じた福祉サービスを提供することで、サービスの質の向上に努めています。引き続き、きめ細かな福祉サービスの提供に努め、地域での生活を支えていきます。

### P. 48、49 の対応する課題

課題 1 福祉に対する意識の向上	課題 7 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり
課題 2 情報発信の工夫	課題 8 誰もが安心できる環境の充実
課題 3 地域福祉活動の担い手の確保	課題 9 地域の防災力の強化
課題 4 顔の見える関係づくり	課題 10 権利擁護の推進
課題 5 地域福祉活動の支援	課題 11 地域生活課題の複合化・複雑化への対応
課題 6 地域の様々な活動主体のネットワークづくり	課題 12 社会的孤立、制度の狭間などの問題への対応

### 取組方針▶▶▶

利用者のニーズに対する柔軟な対応とともに、福祉サービスの量と質の確保に努め、適切な福祉サービスを提供する体制づくりを推進します。

### 市の取組

- ① 高齢者のみの世帯の増加、障害のある人の地域生活への移行などを踏まえ、地域で孤立することなく安心して生活を送れるよう、日常生活支援サービスの充実を図ります。
- ② 福祉サービスの需要の把握に努めるとともに、利用者からのニーズの情報を提供することで、事業者の参入や人材の確保に努めます。
- ③ 福祉サービスの質を確保し、利用者が適切なサービスの選択ができるよう、事業者への助言・指導・支援を行います。

### 市社会福祉協議会の取組

- ① 介護保険及び障害福祉サービス事業者としての各種サービスを実施します。
- ② 職員の教育体制を整え、専門職としてのスキルアップから福祉サービスの充実を目指します。
- ③ 地域やボランティア団体との関わりから、地域のニーズ把握に努め、市へつなぎます。
- ④ 事業の周知に努め、必要な人に必要な福祉サービスが利用されるよう推進します。

## 市民・地域の取組

○福祉に関する制度やサービスに関心を持ちましょう。

○必要な福祉サービスの利用に結びついていない人がいたら支援しましょう。

### 市民の声

#### 市民意識調査

体が不自由になったとき、食事の面で、火を使わずに食べられて、安値で購入できて、配達してくれるようなサービスを使いたい。

#### 団体ヒアリング調査

福祉サービスでは、親子・兄弟・親族などが一番の協力者である。こうした協力者に対して支援が必要。



## 施策の方向3 誰もが住みやすい都市環境づくりの推進

高齢者や障害のある人などを含む全ての人が、生活圏域において社会活動や地域福祉活動に参加できるようにするため、安心かつ安全な外出ができるようバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが重要です。

本市では、公共施設、交通、住まいなどを対象にして、移動しやすさ、住みやすさを追求した取組を推進してきました。今後も、誰もが安全に移動でき、安心して住むことができるまちを目指します。

### P. 48、49 の対応する課題

課題 1 福祉に対する意識の向上	課題 7 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり
課題 2 情報発信の工夫	<b>課題 8 誰もが安心できる環境の充実</b>
課題 3 地域福祉活動の担い手の確保	課題 9 地域の防災力の強化
課題 4 顔の見える関係づくり	課題 10 権利擁護の推進
課題 5 地域福祉活動の支援	課題 11 地域生活課題の複合化・複雑化への対応
課題 6 地域の様々な活動主体のネットワークづくり	課題 12 社会的孤立、制度の狭間などの問題への対応

### 取組方針▶▶▶

あらゆる人が利用しやすい施設整備や、移動時の制約及び住宅取得の困難からの解消など、快適さ、優しさを感じられる都市空間づくりを推進します。

### 市の取組

- ①建築物、道路などの公共施設の整備や改修にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、民間施設に対してもユニバーサルデザインやバリアフリー化に関する啓発活動を行うことで、誰もが安全に暮らせる環境づくりを推進します。
- ②車を使用しない人や自動車免許返納者の移動手段の確保、買い物難民対策、障害のある人などの社会参加、高齢者の外出支援を促進する観点から、公共施設連絡バス「かりまる」の利用促進及び新たな交通手段の検討を含め、利便性の向上に努めます。
- ③高齢者や障害のある人などの生活や住宅に配慮を要する人の住まいを確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティネット制度)を活用し、賃貸人に対する普及啓発、入居者に対する情報を提供します。

### 市社会福祉協議会の取組

- ①バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について啓発活動を行います。
- ②車椅子移送車の貸出事業から、高齢者、障害のある人の社会参加を支援します。
- ③移動支援をはじめ、生活に関わるボランティアなどを発掘していきます。

## 市民・地域の取組

- バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について理解しましょう。
- 街なかで移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら、移動の補助をしましょう。
- 迷惑駐車・駐輪をしないなど、思いやりとマナーを意識して行動しましょう。

## 市民の声

### 市民意識調査

今後、高齢のために車の運転ができない交通弱者が多くなる。交通の利便性が必要と思う。

### 団体ヒアリング調査

障害のある人が地域で生活するための住宅の確保が難しい課題がある。

### 地域を語り合う座談会

高齢者が外に出かけられるよう公共施設連絡バス「かりまる」の充実を図ってほしい。



▲公共施設連絡バス「かりまる」



▲車いす移送車



## 施策の方向 4 権利擁護の推進

全ての人は、他者から侵害されず、その人らしく、「豊かに生きる権利」を持っています。障害や認知症によって判断能力が不十分になったときに、成年後見制度などにより権利擁護を図ることが大切です。

本市では、平成 27 年 4 月に設置した成年後見支援センターを中心に、関係機関などとの連携のもとで、成年後見制度に関する普及・啓発や相談、手続き支援を推進しています。

今後は、個人の権利を尊重し、自分らしい生活を送ることができるよう成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護のさらなる推進に努めます。

### P. 48、49 の対応する課題

課題 1 福祉に対する意識の向上	課題 7 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり
課題 2 情報発信の工夫	課題 8 誰もが安心できる環境の充実
課題 3 地域福祉活動の担い手の確保	課題 9 地域の防災力の強化
課題 4 顔の見える関係づくり	課題 10 権利擁護の推進
課題 5 地域福祉活動の支援	課題 11 地域生活課題の複合化・複雑化への対応
課題 6 地域の様々な活動主体のネットワークづくり	課題 12 社会的孤立、制度の狭間などの問題への対応

### 成年後見制度利用促進計画としての位置付け

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進計画)として、この項目の一部を位置付けます。

### 取組方針▶▶▶

成年後見制度の推進役として中核機関を整備し、成年後見制度の普及・啓発、相談、手続き支援を行うほか、地域における関係機関のネットワーク構築を目指します。

また、虐待を受けた人に対し、関係団体・組織などとの連携のもと、迅速かつ適切な保護を行うとともに、養護者に対する適切な支援を行います。

### 市の取組

- ① 地域における権利擁護の支援を推進するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関などが連携するネットワークを構築します。(成年後見制度利用促進計画)
- ② 法律・福祉などの専門的な支援や関係機関からの円滑な協力を得て、地域における連携・対応強化の推進役を担う中核機関を整備します。(成年後見制度利用促進計画)
- ③ 中核機関を中心に、成年後見制度の周知・啓発と相談機能の強化を図り、成年後見制度の利用を促進します。(成年後見制度利用促進計画)
- ④ 高齢者、子ども、障害者虐待に関する通報・告発などに係る体制を整備します。
- ⑤ ひとり暮らしの高齢者などが医療機関への入院や介護施設などへの入居をする際、必要な身元保証人を手配するなどの支援を行う身元保証制度を推進します。

## 市社会福祉協議会の取組

- ① 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や手続き支援を行うとともに、成年後見制度の普及と啓発に努めます。(成年後見制度利用促進計画)
- ② 認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などで日常生活の判断に不安のある人の福祉サービスの利用手続き、日常的な金銭管理、書類などの管理を手伝います。(成年後見制度利用促進計画)

## 市民・地域の取組

- 成年後見制度や虐待の防止などに関する知識を深めましょう。
- 記憶や判断能力に心配がある人がいたら、成年後見支援センターなどの相談先につなげましょう。

### 市民の声

#### 市民意識調査

成年後見制度についてもっと知りたい。

#### 団体ヒアリング調査

成年後見制度など、身寄りがいなくなった後に活用できる制度を教えてください。

#### 地域を語り合う座談会

地域の取組として、認知症の勉強会を開催している。

## コラム

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しい人に、不利益が生じないように支援する人（後見人など）を設ける制度です。後見人などが福祉サービスの利用や施設入所の契約、不動産や預貯金の管理などを代理・補助することにより、本人の権利と暮らしを守ります。

#### ■ 成年後見支援センター

刈谷市では、高齢者福祉センターひまわり内に刈谷市成年後見支援センターを設置しており、市社会福祉協議会が成年後見制度に関する次の業務を行っています。

相談	判断能力に不安がある人の生活や財産管理に関する困りごとの相談に応じるほか、相談内容によっては関係機関と連携するなどして支援を行います。
手続き支援	成年後見制度の利用が必要な人やその家族や関係者が制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、手続きや書類の作成方法などを説明します。
普及・啓発	成年後見制度に関する講演会や研修会の開催、出張による勉強会を開催しています。
法人後見の受任	「刈谷市長が法定後見の開始の審判を申立てた場合」や「財産上の理由により、後見人などの報酬を継続的に支払うことが困難と想定される場合」で、他に適切な後見人などを得られないときに、市社会福祉協議会が法人として後見人など（後見人・保佐人・補助人）となり支援を行います。

## 施策の方向5 地域の防災・防犯活動の推進

災害時に円滑な支援活動を行うためには、平常時からの備えの充実を図ることが大切です。

本市では、避難行動要支援者名簿を作成し、情報連絡体制の整備や避難支援等関係者へ情報提供を行うほか、自主防災会による防災訓練など、地域における防災体制の強化を図っています。

また、防犯では、市内全ての地区に防犯パトロール隊が活動しているほか、児童・生徒の登下校時の防犯パトロールや、スクールガードによる見守り活動が行われており、子どもの事故率は減少傾向にあります。

今後も、地域住民の安全を守るため、各種団体や関係機関などとの連携を図りながら、地域ぐるみの防災・防犯体制を推進します。

### P. 48、49 の対応する課題

課題 1 福祉に対する意識の向上	課題 7 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり
課題 2 情報発信の工夫	課題 8 <b>誰もが安心できる環境の充実</b>
課題 3 地域福祉活動の担い手の確保	課題 9 <b>地域の防災力の強化</b>
課題 4 顔の見える関係づくり	課題 10 権利擁護の推進
課題 5 地域福祉活動の支援	課題 11 地域生活課題の複合化・複雑化への対応
課題 6 地域の様々な活動主体のネットワークづくり	課題 12 社会的孤立、制度の狭間などの問題への対応

### 取組方針▶▶▶

避難が困難な人を把握し、災害時に地域で助け合いの行動ができるよう、防災体制の充実に努めるとともに、各種団体や関係機関と連携した防犯体制を整えます。

### 市の取組

- ①災害時に備え、多様な個人が防災活動に参加できるような環境の整備や、NPO法人、ボランティア団体、学校など防災関係団体とのネットワーク化の促進などにより、自主防災会の活動を支援します。
- ②避難支援体制の構築に活用するため、高齢者や障害のある人など、災害時の避難に特に配慮を要する人(避難行動要支援者)の名簿を作成し、消防署、警察署、民生委員・児童委員及び自主防災会などの避難支援等関係者にあらかじめ提供します。
- ③避難行動要支援者に対して実効性のある避難支援などがなされるよう、関係機関との連携により、個別計画の策定を進めます。**ポイント**
- ④高齢者や障害のある人などが災害から身を守るために必要なことを学ぶための研修や、自治会や自主防災会などの防災関係者が高齢者や障害のある人などへの理解を進めるための研修などを開催します。
- ⑤地域における防災意識の高揚と災害時の円滑かつ効果的な救援・救助活動のため、防災リーダーや災害ボランティアコーディネーターの育成に努めます。
- ⑥災害時に高齢者や障害のある人などへの支援を的確に行うため、避難所や福祉避難所の資機材などの充実を図ります。

- ⑦災害時に高齢者や障害のある人などの状況を早期に把握し、適切な支援を実施できるよう、市社会福祉協議会、福祉事業所、医療機関、NPO法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員、自治会、自主防災会などとの連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- ⑧地域における防犯パトロールなどの活動を支援するとともに、誰もが実践可能な防犯活動を日常生活の中に加える取組を推進します。

## 市社会福祉協議会の取組

- ①防災に関わるボランティアを育成支援します。
- ②福祉避難所、災害ボランティアセンターの開設訓練を実施し、地域への周知を図り、災害に備えます。
- ③サロン活動などを通して、防災や防犯について考える機会づくりを推進します。
- ④市との協定などに基づき、災害ボランティアセンターなどを運営します。

## 市民・地域の取組

- 防災訓練に参加し、防災意識を高めましょう。
- 地域の安全を守るために、見守り活動を行いましょう。

## 市民の声

### 市民意識調査

犬の散歩中に通学の子も達を見守りたいと思う。

### 団体ヒアリング調査

障害のある人は地区の中に点在するので、防災訓練をしておきたい。

### 地域を語り合う座談会

サロンにおいて、防災や防犯などに関する研修を行うとよい。



## コラム

### 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法の改正により、平成 26 年 4 月から、市町村による避難行動要支援者名簿の作成と、消防署、警察署、民生委員及び自主防災会などの避難支援等関係者への名簿情報の提供などに関する規定が設けられました。刈谷市では、避難行動で特に支援が必要な高齢者や障害のある人を対象にした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

災害時には行政が可能な限り公的支援を行います。それだけでは限界があります。普段からの地域の支え合い・助け合いの中でこの名簿が活用されることによって、災害時の被害を少しでも減らすことができます。平常時から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、隣近所とコミュニケーションをとって顔の見える関係性をつくるのが、防災・減災の考え方の中で非常に大切です。

#### 【避難行動要支援者】

- ア 70 歳以上の単身高齢者
- イ 80 歳以上のみで構成する高齢者世帯
- ウ 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
- エ 要介護 3 から 5 の認定を受けている者
- オ 身体障害者手帳 1 級並びに下肢、体幹、視覚及び聴覚の 2 級の者
- カ 療育手帳 A 判定の者
- キ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者
- ク その他市長が必要と認める者

資料：刈谷市地域防災計画

### 災害ボランティアセンター

刈谷市では、大規模な災害が起こった場合、市民生活の立て直しのため、災害ボランティアセンターを立ち上げます。センターの運営は市社会福祉協議会が担い、ボランティアの受付、被災住民のボランティア依頼の収集と集約、依頼に対するボランティア活動のコーディネートなど、ボランティア活動の拠点として、様々なサポートを行います。

### プラス防犯

プラス防犯とは、誰もが実践可能ないつもの活動に防犯の要素を加えて（プラスして）、地域の防犯力を高めていく取組です。プラス防犯の活動には、例えば次のような取組があります。

- 犬の散歩やジョギング、ウォーキングをしながら地域内を巡回する
- 庭木や花に水やりをしながら、登下校中の子どもたちに声をかける

プラス防犯は、活動自体は目立たないかもしれませんが、参加する住民の負担が少なく、難しいノウハウも必要ないため、地域福祉活動への応用もできます。ご近所同士の輪が広がるきっかけにもなる、「プラス防犯」を始めてみませんか。



▲災害ボランティアコーディネーター養成講座



▲災害ボランティアコーディネーター養成講座